

表題	作成コーナーで「医療費控除」を入力したい
ファイル名	6 医療費の合計額のみを入力（明細書は別途提出）

目次

1	医療費控除の入力（適用する医療費控除の選択 SS-FC-010）	1
2	医療費控除の入力（合計額の入力 SS-FC-030）	2
3	計算結果	2
4	医療費控除の入力（控除の入力 1/2 SS-AA-070a、所得・控除の入力 SS-AA-070c）	2

※ 目次右側の括弧書きは、画面名称と画面番号を示しています。

1 医療費控除の入力（適用する医療費控除の選択 SS-FC-010）

国税庁 確定申告書作成コーナー

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

令和 年分 所得税 マイナンバーカード

医療費控除の入力

適用する医療費控除の選択

「医療費控除」又は「セルフメディケーション税制」のいずれかを選択してください。
なお、両方の控除を重複して適用することはできません。

☒ 医療費控除

☐ セルフメディケーション税制

※：令和6年中に支払った医療費が、一定の金額を超える場合の控除（最高200万円）

＞医療費控除の適用要件を詳しく確認する

※：健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、令和6年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除（最高8万8千円）

＞セルフメディケーション税制の適用要件を詳しく確認する

どちらを選択していいかわからない方

どちらを選択していいかわからない方は「控除額を試算する」ボタンから試算することができます。

控除額を試算する

既に明細書を作成された方

作成コーナーで明細書を作成しない場合、明細書はe-Taxで送信されませんので別途提出する必要があります。

☒ 既に明細書を作成している

戻る 次へ

「適用する医療費控除の選択」画面で『医療費控除』を選択した後、画面下に表示された、『既に明細書を作成された方』を押します。

『既に明細書を作成している』にチェックを入れ、『次へ』を押します。

なお、医療費の合計額のみ入力する場合は、「医療費控除の明細書」を別途提出する必要があります。

2 医療費控除の入力（合計額の入力 SS-FC-030）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和1 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

医療費控除の入力

合計額の入力

「医療費控除の明細書」を基に入力してください。

A 支払った医療費の合計額（円）
200,000

B Aのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額（円）
※：補てんされる金額がある場合は、必ず入力してください。

戻る 入力終了

「合計額の入力」画面で「支払った医療費の合計額（円）」欄及び「補てんされる金額（円）」欄が表示されますので、画面の案内に沿って操作を進めます。

入力終了後、『入力終了』を押します。

3 計算結果

計算結果

入力された内容に基づき計算した控除額は、以下のとおりです。

医療費控除額
200,000円

閉じる

「計算結果」画面が表示されます。画面を確認し『閉じる』を押します。

4 医療費控除の入力（控除の入力 1/2 SS-AA-070a、所得・控除の入力 SS-AA-070c）

国税庁 確定申告書等作成コーナー

令和1 年分 所得税 マイナンバーカード

よくある質問 お問い合わせ 作成の流れ

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

控除の入力（1/2）

支出に関する控除の入力

一定額を超える医療費などを支払った方 ☒ 〇

一定額を超える医療費等を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方

医療費控除 ☒ 入力あり

医療費控除額を表示する

ふるさと納税などの高附をした方 ☒ 〇

ふるさと納税や特定の政治献金、認定NPO法人や公益財団法人などに寄附をした方

確定申告をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例申請分についても入力する必要があります。

寄附金控除 -

政党等寄附金等特別控除 -

「控除の入力(1/2)」または「所得・控除の入力」画面の「医療費控除」覧に「入力あり」と表示されます。

合計額での入力方法については、以上となります。

① 申告準備 → ② 収入等入力 → ③ 控除等入力 → ④ その他入力 → ⑤ 送信 → ⑥ データ保存等

所得・控除の入力

選択された所得の入力

給与収入がある方 ☒ ☐

給与収入があり、「給与所得の源泉徴収票」をお持ちの方

給与所得



入力あり



給与所得の金額を表示する



支出に関する控除の入力

災害などにより損害を受けた方 ☒ ☐

災害、盗難、横領などにより住宅や家財などに損害を受けた方

雑損控除、災害減免

-



一定額を超える医療費などを支払った方 ☒ ☐

一定額を超える医療費等を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方

医療費控除



入力あり



医療費控除額を表示する

